

議案第 22 号

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例の制定について

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 23 年 2 月 22 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市ふれあいと創造の里条例の一部を改正する条例

三田市ふれあいと創造の里条例（平成8年三田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同条第3項第2号及び第3条の2第2号中「、多目的グラウンド及び釣り堀」を「及び多目的グラウンド」に改める。

第3条の3第4号を削る。

別表の5釣り堀を削り、別表の6ふれあい館を別表の5ふれあい館とする。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。